

自由民主党
幹事長 二階 俊博 殿

令和3年5月6日

日本維新の会
幹事長 馬場 伸幸



国民投票法改正案に係る立憲民主党修正案に関する申し入れ

1. 国民投票法改正案については、直ちに採決し、速やかな成立を図るべきである。

2. 立憲民主党の修正案は、現在の国会が将来の国会に対し、施行後三年という具体的な期限を設けて検討を求める内容となっており、その間は憲法改正に向けた国会の発議権が制限されているとの誤解を招きかねない。

従って、日本維新の会は、当該修正案を立憲民主党の提案通り可決することに、強く反対する。

注) 平成19年に成立した国民投票法の附則には、いわゆるストッパー条項を含む「3つの宿題」が一部に期限を設けて規定されていたが、平成26年改正により期限は撤廃されている。

3. 仮に、立憲民主党が提案する修正案を可決する場合には、当該検討条項が国会の発議権を制限しているといった誤解を招くことがないよう、次のような規定を第二項として修正案に追加する等更なる修正を加えることが不可欠である。

前項の規定は、憲法審査会が同項の措置が講ぜられるまでの間に日本国憲法の改正案の原案の審査を行うことを妨げるものと解してはならない。